

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百八十九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正し、令和六年七月一日から適用する。

令和六年四月十六日

厚生労働大臣 武見 敬三

改正後					改正前				
別表					別表				
	品名	第1部内用	薬規格単位	薬価 円		品名	第1部内用	薬規格単位	薬価 円
	(あ)～(く)	(略)				(あ)～(く)	(略)		
	(け)					(け)			
	(略)					(略)			
	ケレンヂイア錠10mg		10mg 1錠	<u>143.90</u>		ケレンヂイア錠10mg		10mg 1錠	<u>147.90</u>
	ケレンヂイア錠20mg		20mg 1錠	<u>205.80</u>		ケレンヂイア錠20mg		20mg 1錠	<u>211.60</u>
	(略)					(略)			
	(こ)～(よ)	(略)				(こ)～(よ)	(略)		
	(ら)					(ら)			
	(略)					(略)			
	ラゲヱリオカプセル200mg		200mg 1カプセル	<u>2,164.90</u>		ラゲヱリオカプセル200mg		200mg 1カプセル	<u>2,357.80</u>
	(略)					(略)			
	(り)～(わ)	(略)				(り)～(わ)	(略)		
第2部～第5部 (略)					第2部～第5部 (略)				